

審 査 基 準

令和 2 年 3 月 23 日 作成

法 令 名	質屋営業法
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要	管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<ul style="list-style-type: none">・ 質屋営業法第 3 条第 1 項第 1 号～第 3 号、第 5 号～第 7 号、第 9 号（許可の基準）・ 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 5 条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準	新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号の欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間	2 5 日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	